

第4部 災害復旧計画

第1章 応急生活対策

災害時には、家財や住居等を喪失するなどの数多くの人が被害を受け、混乱した事態の発生が考えられる。市をはじめ関係防災機関は、連携、協力して市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための緊急措置を講ずるものとする。

本章では、被災者の生活確保、中小企業等への融資、農業関係者への融資、義援金品の配分について必要な事項を定める。

第1節 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。

1 生活相談

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機 関 名	相 談 の 内 容 等
市	被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。
五日市警察署 福生警察署	警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
秋川消防署	震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談に当たる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災のり災証明書の申請者に対する説明対応等についての支援

2 災害弔慰金等の支給

市は、地震災害等により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

また、日赤東京都支部では、災害救援金品（見舞金品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞金品の配分を行う。

3 災害援護資金・住宅資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得者層を対象に貸し付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修に必要な資金を貸し付ける。

4 職業のあっせん

各機関の職業のあっせんに関する取扱いは、次のとおりとする。

機 関 名	職業あっせんの取扱い
市	災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査の上、青梅職業安定所等へその状況を連絡し、職業のあっせんを要請するとともに、必要に応じて都に要請し、被災者の雇用の安定を図るものとする。
東京労働局	<ol style="list-style-type: none">1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所と緊密な連絡をとり、青梅職業安定所を通じ速やかにあっせんを図る。また、他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、青梅職業安定所長を通じ、次の措置を講ずるものとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置(2) 臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

5 租税等の徴収猶予及び減免等

市における租税等の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりである。

(1) 方針

ア 市は、被災者に対する市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び国民年金保険料を含む。以下「市税等」という。）の徴収猶予及び減免等の緩和措置に関する計画を立てるものとする。

イ 市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者」という。）及び保険料納付者に対し、地方税法、国民年金法又は市税条

例により、市税等の納税（納付）緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等で、それぞれの事態に対応した適時適切なる措置を講ずるものとする。

（2）期限の延長

災害により納税義務者若しくは納付者が期限内に申告書その他書類の提出又は市税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害が収まった後、2か月以内に限り当該期限を延長する。
ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用地域及び期日を指定する。

イ その場合、災害がおさまった後30日以内に、被災納税者等により申請があったとき、市長が認定し期日を指定する。

（3）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が市税等を一時に納税（納付）することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

（4）滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

（5）減免内容

被災した納税義務者等に対し、次に掲げる税目及び保険料については、別途減免措置要領により、減免及び納税義務の免除等を行う。

- ア 市民税
- イ 固定資産税及び都市計画税
- ウ 国民健康保険税
- エ 国民年金保険料

6 その他の生活確保

各機関の生活確保に関する対応は、次のとおりとする。

機 関 名	内 容
東京労働局	<p>1 雇用保険の失業給付に関する特別措置 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>2 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延期等の措置を講ずる。</p> <p>ア 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>イ 制度の周知徹底 区市町村及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、当該適用事業主に対する制度の周知を要請する。</p>
関東森林管理理局	知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。
日本郵便(株) あきる野郵便局 あきる野市内郵便局	<p>災害の様態、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <p>1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</p> <p>4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を分配する。</p>

日本放送協会	NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 被災者の受信料免除 状況により避難所へ受信機を貸与する。
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所及び携帯自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

第2節 中小企業への融資

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

第3節 農林業関係者への融資

災害により被害を受けた農林業者又はその組合等に対し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

1 農林漁業金融公庫による融資

農林業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき必要な措置を講じ、又は指導する。

2 経営資金等の融通

農林産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被災農林業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

3 農林業団体に対する指導

市及び都産業労働局は、災害時において、被災農林業者等が緊急に必要とする資金の融通等に対し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第4節 義援金品の配分

被災者あての義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、東京都義援金配分委員会の設置や義援金品の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定める。

1 義援金品募集の検討

都、区市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。

2 東京都義援金配分委員会の設置

(1) 義援金品を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金配分委員会が設置される。

(2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- ア 被災者への義援金品の配分計画の策定
- イ 義援金品の受付・配分等に係る広報活動
- ウ その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項

(3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成される。

- ア 都
- イ 区市町村
- ウ 日本赤十字社
- エ その他関係機関

3 義援金品の受付・募集

市が行う義援金品の受付・募集については、次のとおり対応する。

(1) 義援金品の受付

義援金品の受付場所は、原則として市役所とし、災害の状況等必要に応じて他の公共施設等に臨時受付場所を設置する。

また、銀行等に市長（本部長）名義の普通預金口座等を開設し、振込による義援金を受け付ける。

(2) 領収書の発行

受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前期(1)の口座への振込による場合は、振込用紙をもって領収書の発行に代えることができるものとする。

(3) 委員会への報告

義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金するものとする。

4 義援金品の保管及び配分

市が行う義援金品の保管及び配分については、次のとおり対応する。

(1) 義援金

- ア 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- イ 委員会から送金された義援金は、被害の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎として配分計画を立て、被災者に配分する。
- ウ 市は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

(2) 義援品

- ア 義援品の保管は、市庁舎の倉庫を使用するほか、必要に応じて公共施設の一部を使用するものとする。
- イ 直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。

〈義援金品受領書〉

市長	副市長	部長	課長	係長	係

義援金品受領書

¥									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

品名	数量	摘要

上記のもの確かに受領しました。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

殿

あきる野市災害対策本部長

あきる野市長

印

第2章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)は、著しく激甚である災害が発生した場合における国・地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

市内に大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

本章においては、「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続等について定める。

第1節 激甚災害の指定計画

〈関係法令〉

災害対策基本法（昭36法223号）第97～98条

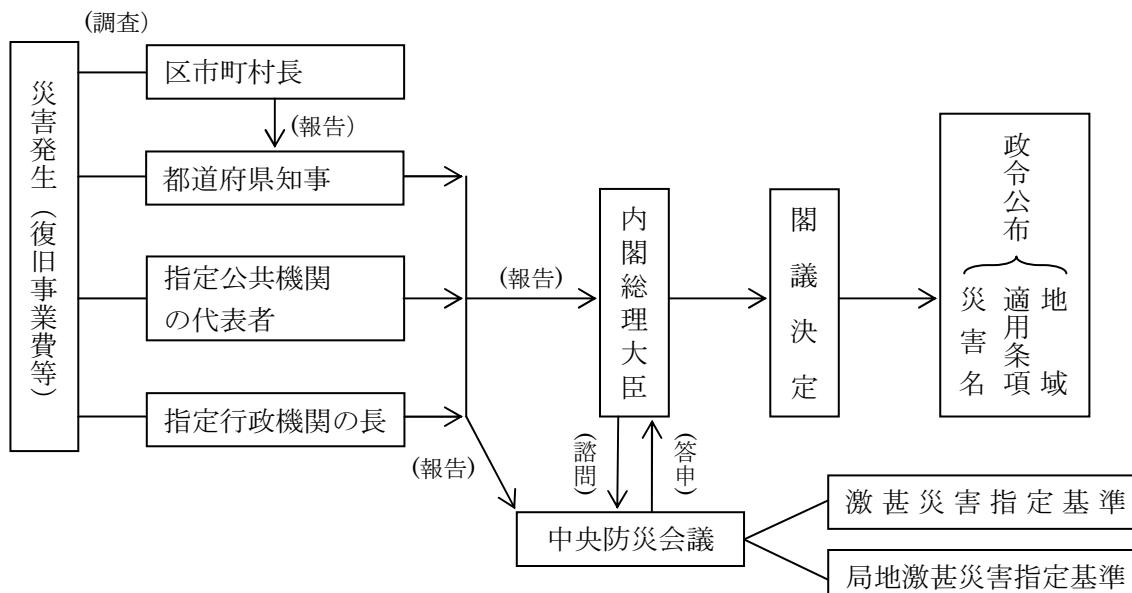
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37法150号）

1 激甚災害指定手続

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

この手続を図示すると次のとおりである。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月ころに手続を行う。

2 激甚災害に関する調査報告

市長（本部長）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。

- (1) 市内に大規模な災害が発生した場合、市長（本部長）は、被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業については、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 市各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める必要な項目を速やかに調査し、市総務部長に提出するものとする。
- (3) 市総務部長は、前記各部の調査を取りまとめ、本部長室に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、都知事に調査書を添えて申請するものとする。なお、各部長は、事業ごとに都の関係機関と連絡の上、指定の促進を図るものとする。
- (4) 市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

3 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害法 適用条項	指定基準
第2章	次のいずれかに該当する災害
第3条	(A基準)
第4条	事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
第5条	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準)

	<p>事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100 分の 4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10 億円</p>
第6条	<p>次の 1 及び 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。</p> <p>1 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 1.5 であることにより激甚法第 8 条の措置が適用される激甚災害</p>
第8条	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の様態から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A 基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 (B 基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100 分の 3</p>
第11条の2	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 5 (B 基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1</p>
第12条 第13条	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100 分の 0.2 (B 基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県</p>

	の中小企業所得推定額×100 分の 2 ただし、火災の場合又は激甚災害法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
第 16 条 第 17 条 第 19 条	激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
第 22 条	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準)</p> <p>滅失住宅戸数 > 被災地全域で 4,000 戸以上 (B 基準)</p> <p>次の 1、2 のいずれかに該当する災害、ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) 一市町村の区域内で住戸戸数の 10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) 一市町村の区域内で住戸戸数の 20%以上</p>
第 24 条	<p>1 公共土木施設及び公立小学校施設小災害に係る措置については、激甚法第 2 章の措置が適用される被害</p> <p>2 農地及び農薬用施設等小災害に係る措置については、激甚法第 5 条の措置が適用される災害</p>
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮

4 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定するため昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

激甚災害法 適用条項	指定基準
第2章	次のいずれかに該当する災害
第3条	① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。） (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収の50%を越える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。） (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入の20%を超える市町村 (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた学を超える市町村
第4条	② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害個所の数がおおむね10未満のものを除く。）
第5条	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を越える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。） ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当するととなると見込まれる災害（当該災害に係る被害個所の数がおおむね10未満のものを除く。）
第11条の2	当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹林に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超える（当該林業被害見込額がおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積おおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害

第12条	当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企画関係被害額が当該市町村の係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
------	--

5 特別財政援助等の申請手続等

市長（本部長）は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出するものとする。

6 激甚法に定める事業及び関係局

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	救護施設、更正施設、宿泊所 医療保護施設、宿所提供的施設
	6 児童福祉施設災害復旧事業	福祉保健局	
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者更生施設災害復旧事業		
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10 女性保護施設災害復旧事業		
第3条 及び 第19条	11 伝染病予防事業	福祉保健局	
	12 伝染病予防施設災害復旧事業		
第3条 及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設、（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外

第3条 及び 第10条	14 滞水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第5条 及び 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業労働局	
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教 育 庁	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第21条	27 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	28 災害公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建設局 教 育 庁 産業労働局 財 務 局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

第3章 災害復旧・復興計画

災害復旧計画は、災害発生後、被災した施設の復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分調査検討して計画する。

復興計画は、災害復旧後の災害に強い安全なまちづくりを進めるための計画であり、災害復興の基本方針や合意形成の方法を検討して計画する。

第1節 災害復旧事業

災害復旧計画は、概ね次の事業ごとに計画するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 下水道等災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他の災害復旧事業計画

第2節 復興計画

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓は、都市が被災した場合の円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像、モデルプラン等について、事前に検討研究しておくことの重要性を教えた。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

本節では、復興計画の基本的考え方について述べる。

1 復興計画策定の基本方針

(1) 復興とは

震災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。

復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は市街地形態を一新して、道路・公園・ライ夫ラインの充実・改善を図る等の都市改造を実施し、新たな社会資本の整備を行うことである。

(2) 復興計画とは

復興計画は、過去の災害の教訓を生かして次の大震災に備え、新しい理念に基づいた災害に強い都市を再構築するためのマスタープランである。

(3) 復興計画策定の基本方針

復興計画を策定するに当たっては、被災市街地の状況を的確に把握し、それに基づき、極力早い時期に、建築制限の適用地域や復旧又は復興に向けた取組みの基本方針を住民に示す。

(4) 復興モデルプラン

被災直後の混乱した非常事態の下であっては、都市とそこに住む人々の将来を方向付ける復興に向けたまちづくり計画の作成が必要である。

このため、市街地における土地利用の類型に応じて復興モデル地区を抽出し、防災の視点から、道路、公園、公共・公益施設等の望ましい施設計画について、あらかじめ復興モデルプランを検討しておく必要がある。

万一、大規模な災害が発生した場合には、このモデルプランをベースに災害状況や住民の意向及び将来における防災性等を踏まえつつ、速やかに復興まちづくりの計画案を作成する。

(5) 復興計画マニュアル

被災直後から、迅速かつ的確に復興に取り組むため、復興の手順、都市計画的手法、復興まちづくり計画立案の指針となるモデルプラン等を検討し、取りまとめておくものである。このマニュアルに盛り込む内容については、今後検討の上、明らかにしていく必要がある。

2 復興に対する合意形成方法の検討

(1) 現行の都市計画手続と住民の合意形成過程

都市計画法では、都市計画手続きにおける住民参加については、以下のとおり定めている。

- ア 計画案作成に当たり、公聴会を行うなど住民の意見を反映させる措置（法16条第1項、法18条の2）
- イ 計画案作成後、2週間の縦覧期間を設けること（法17条の1項）及び縦覧期間内における案への意見書提出（法17条の2項）
- ウ 都市計画を決定するに当たって、意見書要旨の都市計画審議会への提出（法18条の2項）及び、市及び都の都市計画審議会における審議
- エ その他、法律上の明文規定はないが、地元説明会を開いて案の説明を行い、意見を聞く場面を設定することがある。

(2) 合意形成方法の検討

円滑な復興を図るため、以下の点に配慮しつつ、合意形成方法のあり方について検討する。

- ア 大規模災害の発生時には、被害者が広範囲に避難して連絡がつきにくく、縦覧や説明会等への参加もままならない状況への対応
- イ どのようなまちに再構築するかという、復興まちづくり計画（土地利用のあり方や事業手法等）に関する合意形成を短期日で整えるための条件整備
- ウ 「被災市街地復興特別措置法」では、最大2年間の建築制限を認めているが、広い地域の多数の住民に長い避難生活を強いておくことの妥当性等
- エ 住人参加による計画づくりと円滑な復興の推進